

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、**郵政民営化前（2007年（平成19年）9月30日）までに預け入れた定期性の郵便貯金が満期後、およそ20年経過すると払い戻しができなくなる**ことについて、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が注意喚起していますので詳しく説明したいと思います。これまでは期限が過ぎたあとの払戻しに際して、長期入院といった手続きが出来なかった特別な理由を示す証明書の提出を原則求めていましたが、令和6年1月からは、これまでの運用を見直し柔軟に対応していただけるようです。

**満期を経過した郵便貯金の払戻しについて**

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、「郵便貯金の権利消滅に関するお知らせ」として、次のとおり周知しております。

- 1 **当機構が管理しております郵政民営化前（2007年（平成19年）9月30日以前）に預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金については、全て満期となっております**ので、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にて、お早めに払い戻しのお手続きをしていただきますようお願いいたします。

注1 満期日経過後は、通常郵便貯金の利率を適用してお預かりしています。

注2 郵政民営化前、自動継続扱いとしていた定期郵便貯金が満期となっても、民営化後は自動継続されていませんのでご注意ください。

- 2 **満期後10年間、払戻しのご請求がない場合には、満期後10年を経過する際に、「満期日経過のご案内」を送付**いたします。
- 3 **満期後20年を経過してもなお、払戻しのご請求がない場合には、「権利消滅のご案内（催告書）」を送付**いたします。
- 4 **その後2か月経っても払戻しのご請求がない場合には、旧郵便貯金法の規定により、その**

**郵便貯金の権利は消滅**いたします。

**郵便貯金の権利消滅制度とは？**

郵政民営化前（2007年（平成19年）9月30日以前）に預け入れた定期性の郵便貯金（定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金）については、預入期間満了日の翌日から20年間払戻し等の手続きがない場合には、「権利消滅のご案内（催告書）」が送付され、その「権利消滅のご案内（催告書）」の送付から2か月以内に払戻しの請求がない場合には、該当の郵便貯金の権利は消滅し、払戻しが出来なくなります。

これは、**郵政民営化前（2007年（平成19年）9月30日以前）に預け入れた定期性の郵便貯金については、旧郵便貯金法の規定が郵政民営化後（平成19年10月1日以後）も引き続き適用されるため**です。

旧郵便貯金法は既に廃止されていますが、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」附則第5条の規定により、なお効力を有するとされた「旧郵便貯金法第29条（貯金に関する権利の消滅）」の規定が、郵政民営化前（2007年（平成19年）9月30日以前）に預け入れた定期性の郵便貯金について適用されることによるものです。

**権利消滅とならないためには**

権利消滅の対象になる郵便貯金を持っている顧客に対しては、満期後10年が経過する時及び満期後20年が経過する時に、届け出している住所に案内を送付しているほか、数次にわたり早期払戻しを促す「満期を過ぎた郵便貯金に関する大切なお知らせ」も発送していますので、早めに払戻しの手続きをする必要があります。

そのためには、郵便貯金通帳又は証書、届出印及び本人であることが確認できる公的機関が発行した住所・氏名・生年月日の入った証明書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）を持参の上、郵便局の貯金窓口又は

ゆうちょ銀行の店舗で払戻し手続きをいたします。

また、紛失等により、郵便貯金証書又は通帳の所在が不明な場合でも、払戻しの手続きはできることになっていますが、近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行で相談してください。

なお、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗へ郵便貯金の有無を調査する(現存調査)こともできます。

### 名義人が認知症などの場合？

名義人が、認知症等で委任状を書くことができない場合など、委任状がない場合でも、当該郵便貯金を、名義人のゆうちょ銀行の通常口座にそのまま入金するといった場合は、払戻しは可能ですが、手続きには時間を要します(名義人の証明書類、代理人の証明書類が必要な場合もあります)。

名義人が認知症等で意思表示ができない場合は、名義人の財産保護のため、入金先の通常貯金口座の入出金は停止することになりますので、「貯金等支払停止依頼書」を提出します。

なお、名義人の入院費の支払い等、名義人のために通常貯金から出金が必要な場合は、近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗で相談に応じてもらえます。

### 郵政民営化前に預け入れした貯金の取り扱い

**郵政民営化前(2007年(平成19年)9月30日以前)に預け入れした通常郵便貯金、通常貯蓄貯金は、郵政民営化の際に、ゆうちょ銀行に承継されていますので、旧郵便貯金法の適用はなく、同法による権利消滅の対象とはなりません。**

### 権利消滅した郵便貯金はどうなりますか？

郵政民営化前からの定期性の郵便貯金では多額の権利消滅が起きており、2021年には過去最高の457億円に達しました。権利が消える2か月前には、独立行政法人である支援機構が催告書を送っていますが、多くは貯金した人の死亡や転居などで、当人に届かずに返送されているようです。今後、権利消滅の可能性がある貯金は約4400億円だそうです。

なお、**権利消滅した郵便貯金は、事業に係る経費(お客に周知する新聞広告等)を除き、中期目標の期間終了後、国庫に納付されます。**

## 11月3日「文化の日」



11月3日は文化の日で、「自由と平和を愛し、文化をすすめる」ことを趣旨とした国民の休日です。

また、1946年(昭和21年)に日本国憲法が公布された日です。日本国憲法が平和と文化を重視していることから、公布日の11月3日を「文化の日」として国民の祝日にしました。11月3日はもともと「明治節」という祝日で、明治天皇の誕生日にあたります。

文化の日には様々な行事が行われ、学問や芸術などの発展や向上にめざましい功績をあげた人に、天皇陛下より直接「文化勲章」が授与されます。

また、当日は、文化の向上や発達に関し特に功績のあった人を顕彰する制度である「文化功労者」が毎年15名ほど選ばれます。文化功労者には終身年金350万円が支給されます。

## 11月の税務と労務

- ・国税/10月分源泉所得税の納付 11月11日
- ・国税/所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- ・国税/所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日
- ・国税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、3月決算法人の中間申告 12月2日
- ・国税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- ・地方税/個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

## 12月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税/11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・国税/10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月6日
- ・国税/4月決算法人の中間申告 1月6日
- ・国税/1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月6日
- ・地方税/固定資産税・都市計画税(第3期)の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内